

平成16年 第1回(定例) 吉 岐 市 議 会 会 議 録(第3日)

平成16年3月19日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成16年3月19日 午後2時03分開議

日程第1 議案質疑

- 議案第1号 平成16年度吉岐市一般会計予算について
- 議案第2号 平成16年度吉岐市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第3号 平成16年度吉岐市老人保健特別会計予算について
- 議案第4号 平成16年度吉岐市介護保険事業特別会計予算について
- 議案第5号 平成16年度吉岐市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第6号 平成16年度吉岐市下水道事業特別会計予算について
- 議案第7号 平成16年度吉岐市漁業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第8号 平成16年度吉岐市老人ホーム事業特別会計予算について
- 議案第9号 平成16年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について
- 議案第10号 平成16年度吉岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計予算について
- 議案第11号 平成16年度吉岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計予算について
- 議案第12号 平成16年度吉岐市三島航路事業特別会計予算について
- 議案第13号 平成16年度吉岐市農業機械銀行特別会計予算について
- 議案第14号 平成16年度吉岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算について
- 議案第15号 平成16年度吉岐市病院事業会計予算について
- 議案第16号 平成16年度吉岐市水道事業会計予算について
- 議案第17号 長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 議案第18号 長崎県土地改良事業団体連合会への加入について
- 陳情第1号 年金改悪の中止を求める陳情について
- 陳情第2号 地方財政計画・地方交付税等の見直しの意見書採択を求める陳情について
- 陳情第3号 義務教育費国庫負担制度の根幹堅持に関する緊急要請について
- 陳情第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情について

- 日程第2 発議第6号 年金制度の改正に関する意見書提出の件
- 日程第3 発議第7号 地方財政計画・地方交付税等の見直しを求める意見書提出の件
- 日程第4 発議第8号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出の件
- 日程第5 発議第9号 沓岐公立病院建設調査特別委員会設置の件
- 日程第6 議会閉会中の継続調査の件
- 日程第7 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案質疑
 - 議案第1号 平成16年度沓岐市一般会計予算について
 - 議案第2号 平成16年度沓岐市国民健康保険事業特別会計予算について
 - 議案第3号 平成16年度沓岐市老人保健特別会計予算について
 - 議案第4号 平成16年度沓岐市介護保険事業特別会計予算について
 - 議案第5号 平成16年度沓岐市簡易水道事業特別会計予算について
 - 議案第6号 平成16年度沓岐市下水道事業特別会計予算について
 - 議案第7号 平成16年度沓岐市漁業集落排水事業特別会計予算について
 - 議案第8号 平成16年度沓岐市老人ホーム事業特別会計予算について
 - 議案第9号 平成16年度沓岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について
 - 議案第10号 平成16年度沓岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計予算について
 - 議案第11号 平成16年度沓岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計予算について
 - 議案第12号 平成16年度沓岐市三島航路事業特別会計予算について
 - 議案第13号 平成16年度沓岐市農業機械銀行特別会計予算について
 - 議案第14号 平成16年度沓岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算について
 - 議案第15号 平成16年度沓岐市病院事業会計予算について
 - 議案第16号 平成16年度沓岐市水道事業会計予算について
 - 議案第17号 長崎県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約について
 - 議案第18号 長崎県土地改良事業団体連合会への加入について
 - 陳情第1号 年金改悪の中止を求める陳情について
 - 陳情第2号 地方財政計画・地方交付税等の見直しの意見書採択を求める陳情について

- 陳情第3号 義務教育費国庫負担制度の根幹堅持に関する緊急要請について
 陳情第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情について
 日程第2 発議第6号 年金制度の改正に関する意見書提出の件
 日程第3 発議第7号 地方財政計画・地方交付税等の見直しを求める意見書提出の件
 日程第4 発議第8号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出の件
 日程第5 発議第9号 沓岐公立病院建設調査特別委員会設置の件
 日程第6 議会閉会中の継続調査の件
 日程第7 議員派遣の件

出席議員（60名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 菊田 光孝君 | 2番 町田 光浩君 |
| 3番 小金丸益明君 | 4番 深見 義輝君 |
| 5番 坂本 拓史君 | 6番 今西 徹也君 |
| 7番 平尾 典子君 | 8番 町田 正一君 |
| 9番 今西 菊乃君 | 10番 市山 和幸君 |
| 11番 田原 輝男君 | 12番 長島 清和君 |
| 13番 山下 澄夫君 | 14番 豊坂 敏文君 |
| 15番 富田 邦博君 | 16番 山下 正業君 |
| 17番 立石 和生君 | 18番 坂口健好志君 |
| 19番 中村出征雄君 | 20番 橋本 早苗君 |
| 21番 立川 省司君 | 22番 鷓瀬 和博君 |
| 23番 中田 恭一君 | 24番 東谷 伸君 |
| 25番 馬場 忠裕君 | 26番 久間 進君 |
| 27番 小園 寛昭君 | 28番 眞弓 倉夫君 |
| 29番 大久保洪昭君 | 30番 山内 道夫君 |
| 31番 江川 漣君 | 32番 西村 勝人君 |
| 33番 大浦 利貞君 | 34番 榊原 伸君 |
| 35番 長岡 未大君 | 36番 酒井 昇君 |
| 37番 久間 初子君 | 38番 浦瀬 繁博君 |
| 39番 末永 浩君 | 41番 横山 重光君 |
| 43番 平畑 光君 | 44番 吉田 寛君 |
| 45番 吉富 忠臣君 | 46番 佐野 寛和君 |

47番 安川 芳一君	48番 永田 實君
49番 森山 是蔵君	50番 山川 峯男君
51番 近藤 団一君	52番 牧永 護君
53番 品川 洋毅君	54番 長山 茂彌君
55番 川谷 力雄君	56番 赤木 英機君
57番 中村 瞳君	58番 入江 忠幸君
59番 立石 一郎君	60番 原田 武士君
61番 深見 忠生君	62番 瀬戸口和幸君

欠席議員（2名）

40番 倉元 強弘君	42番 川添 隆君
------------	-----------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 川富兵右エ門君	事務局主事 松永 隆次君
事務局課長 山川 英敏君	事務局係長 瀬口 卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市長職務執行者	山口 銀矢君	収入役職務代理者	浦川 信久君
教育長	高田 國行君	総務部長	澤木 満義君
市民生活部長	布川 昌敏君	産業経済部長	末永 榮幸君
建設部長	白川 武春君	消防本部消防長	山川 明君
郷ノ浦支所長	吉永 正司君	勝本支所長	園田 省三君
芦辺支所長	立石 勝治君	石田支所長	喜多 丈美君
教育次長	鳥巢 修君	総務課長	米本 実君
企画課長	山本 善勝君		
合併プロジェクト室長			堤 賢治君
情報管理課長	大浦 栄治君	財政課長	久田 賢一君
税務課長	浦 哲郎君	市民福祉課長	川畑 文隆君
保護課長	高下 莞司君	健康保健課長	小山田省三君
環境衛生課長	榊崎 精司君	農林課長	山内 義夫君

水産課長	今村 光一君	観光商工課長	西村 善明君
土木課長	長山 栄君	水道課長	松本 徳博君
農業委員会事務局長 ...	市山 保信君	病院管理課長	上川 孝一君
公立病院事務長	竹下 立喜君		
かたばる病院事務長代行			前田 正博君
教育総務課長	吉富 一敬君	生涯学習課長	目良 強君
文化財課長	殿川 正孝君		

午後 2 時 03 分開議

議長（瀬戸口和幸君） 皆さんこんにちは。ただいまの出席議員は 59 名で、川添議員、倉元議員から欠席の届けがっております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、3 月 15 日の本会議の質疑における税務課長の答弁で一部誤りがありましたので、ここで説明を求めます。浦税務課長。

税務課長（浦 哲郎君） 3 月 15 日の本会議において、議案第 1 号平成 16 年度壱岐市一般会計予算についての議案に対する質疑で、53 番議員より質疑がありました市民税の滞納額について誤った金額をお答えいたしておりましたので、正しい額を報告させていただきます。

市民税の滞納額については、滞納繰越分で壱岐市へ引き継いだ額については「1 億 8,700 万円」ほどとお答えをいたしました。市民税の滞納繰越分の額は「3,000 万円」ほどであります。訂正し、おわび申し上げます。

なお、1 億 8,700 万円ほどの額は、一般会計 15 年度現年課税分で 4 町の未徴収額を壱岐市が承継しました一般会計市税総額であります。誤った金額をお答えし、まことに申しわけございませんでした。

日程第 1 . 議案審議

議長（瀬戸口和幸君） 日程第 1、議案審議を行います。

議案第 1 号から議案第 18 号までと陳情第 1 号から陳情第 4 号まで、22 議案を一括議題とします。

本案の審査は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

まず、予算特別委員会の報告を求めます。予算特別委員長、お願いします。自後、委員長報告

は登壇でお願いします。

予算特別委員長（赤木 英機君） 本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第1号平成16年度吉崎市一般会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。
以上。

議長（瀬戸口和幸君） 次に、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、お願いします。

総務文教常任委員長（長岡 末大君） 本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第17号長崎県市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約について、原案可決。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第138条の規定により報告します。

陳情第2号、平成16年3月12日、地方財政計画・地方交付税等の見直しの意見書採択を求める陳情について、審査の結果、採択すべきものとなりました。

陳情第3号、平成16年3月12日、義務教育費国庫負担制度の根幹堅持に関する緊急要請について、審査の結果、採択すべきものとなりました。

陳情第4号、平成16年3月12日、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情について、審査の結果、採択すべきものとなりました。

以上。

議長（瀬戸口和幸君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長、お願いします。品川議員。

厚生常任委員長（品川 洋毅君） 本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第2号平成16年度吉崎市国民健康保険事業特別会計予算について、原案可決。

議案第3号平成16年度吉崎市老人保健特別会計予算について、原案可決。

議案第4号平成16年度吉崎市介護保険事業特別会計予算について、原案可決。

議案第8号平成16年度吉崎市老人ホーム事業特別会計予算について、原案可決。

議案第9号平成16年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について、原案可決。

議案第10号平成16年度吉崎市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計予算について、原案可決。

議案第11号平成16年度吉崎市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計予算について、原案可決。

議案第12号平成16年度吉野市三島航路事業特別会計予算について、原案可決。

議案第15号平成16年度吉野市病院事業会計予算について、原案可決。

以上です。

次に 本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第138条の規定により報告します。

記。受理番号、陳情第1号。付託年月日、平成16年3月12日。件名、年金改悪の中止を求める陳情について。審査の結果、採択すべきものとしたしました。委員会の意見はございませんでした。また、措置につきましては、意見書提出をいたします。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長、お願いします。牧永議員。

産業経済常任委員長（牧永 護君） 本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第13号平成16年度吉野市農業機械銀行特別会計予算について、原案可決。

議案第14号平成16年度吉野市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算について、原案可決。

議案第18号長崎県土地改良事業団体連合会への加入について、原案可決。

以上、報告します。

議長（瀬戸口和幸君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長、お願いします。永田議員。

建設常任委員長（永田 實君） 本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記。議案第5号平成16年度吉野市簡易水道事業特別会計予算について、原案可決。

議案第6号平成16年度吉野市下水道事業特別会計予算について、原案可決。

議案第7号平成16年度吉野市漁業集落排水事業特別会計予算について、原案可決。

議案第16号平成16年度吉野市水道事業会計予算について、原案可決。

以上、報告する。

議長（瀬戸口和幸君） これから各委員長の報告に対する質疑を行います。議案第1号から議案第18号までと陳情第1号から陳情第4号まで、22議案に対し一括して質疑を行います。

なお、ここで申し上げますが、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容については質疑できませんので、御参考までに申し上げます。

質疑ありませんか。60番、原田議員。

議員（60番 原田 武士君） 暫定予算の性格上、郡内の各団体等に対する補助金、あるいは

負担金等につきまして、合併協議会では、当面各団体に対する整理調整は当然でございますが、平成15年度中に出されていた額に相当する助成、あるいは補助金等を出すように決められておりましたが、特別委員会ではその辺の状況をお聞かせ願いたいと思います。

その前に、社会福祉協議会、4町ですね。これは独立採算で各事業所ともやるようになっておりましたが、以前、4町はそれぞれ人件費相当の運営補助金を出していたと思います。先般、勝本町の福祉協議会の理事会に出席をいたしました。勝本の場合、今まで年間800万の助成をしておりましたが、今度は400万に減っているという報告でございました。

したがって、私は、今議会中であるけれども、通年予算を配分されたのか、6月に通年的なものを出すようにしてあるのか、そこら辺が非常に私にはわかりませんでしたので、恐らくそれは当面の分じゃなかろうかというふうに申し上げておりましたが、そこら辺も含めて、委員長の答弁が足りない部分は理事者に答弁を願いたいと思います。

以上。

議長（瀬戸口和幸君） 56番、赤木議員。

予算特別委員長（赤木 英機君） ただいまの原田議員の質問にお答えいたしたいと思いますが、今質問いたされたのは、恐らく社会福祉費の19節もしくは13節の委託料ではなかろうかという判断をいたすわけでございますけど、ほかにございましたら、私たちは、まず1号の一般会計予算でありますと、恐らくこれではなかろうかと思うわけでございますけど、御承知のように、今回の予算は暫定ということで、各支所持ち寄り、いろいろすり合わせた結果で、多少は各支所によって差異があるということをお答え承っておりますし、私たち委員会といたしましても慎重審議、審査をいたしまして、報告をいたしたわけでございますけど、私のこの今の委員長の答弁で、もし執行の方でここがということがございましたら、ひとつ補足を願いたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 休憩します。

午後2時22分休憩

.....
午後2時24分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

60番、原田議員。

議員（60番 原田 武士君） 内容がよく休憩中の説明でわかりました。非常に心配をしていたわけです。というのは、今申されましたように、合併協議会の中では、そういうのを条件に、社会福祉協議会では合併そのものにも抵抗があったのを無理にお願いをして一緒になってもらった経緯もありますし、ちなみに、400万や500万ぐらいでは、恐らく平成16年度中の運営

はできても、17年度に向かっては資金を取り崩しても先行きもうできなくなるというような心配が全員の中にありましたもんで、これは大切な問題だからということで御質問を申し上げましたが、十分理解を得ましたので終わります。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑がないようですので、議案第1号から議案第18号までと陳情第1号から陳情第4号まで、22議案に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第1号平成16年度壱岐市一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第1号平成16年度壱岐市一般会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございました。起立多数です。したがって、議案第1号平成16年度壱岐市一般会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第2号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成16年度壱岐市老人保健特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号平成16年度壱岐市老人保健特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第3号平成16年度壱岐市老人保健特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第4号平成16年度壱岐市介護保険事業特別予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第5号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第6号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第8号平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午後2時32分休憩

午後2時32分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

議案第7号平成16年度壱岐市漁業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号平成16年度壱岐市漁業集落排水事業特別会計予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第7号平成16年度壱岐市漁業集落排水事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。 休憩します。

午後2時36分休憩

午後2時36分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

次に、議案第9号平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございました。起立多数です。したがって、議案第9号平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成16年度壱岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号平成16年度壱岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございました。起立多数です。したがって、議案第10号平成16年度壱岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成16年度壱岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号平成16年度壱岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございました。起立多数です。したがって、議案第11号平成16年度壱岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成16年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。60番、原田議員。

議員（６０番 原田 武士君） 三島航路の特別会計は、所管が厚生委員会であります。通常、我々議員の常識で判断をいたしますと、非常におかしい。これは総務委員会か、もしくは水産に属する、海に属する産業経済委員会かに付託すべきであろうというふうに私は思います。委員会でもそのことを申し上げたわけですが、それに対する委員会のまとまった意見ではありませんが、現在の議案の中でも、１８件ありますが、厚生委員会の所管が御承知のとおり非常に多い。こういう中で、三島航路は、これは議会の常任委員会で話をすれば、委員長、あるいは委員も含めて話をすればいい問題だというふうに私は判断をいたします。執行部の都合を議会側としては考える必要はない。そうややこしい問題ではありません。

以上のようなことで、私は賛成はいたしますが、今後の方法は議会で協議をしていただくことをお願いして、討論を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） ６０番の原田議員の意見でございますが、これについては自後議運で検討したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） では、その旨、自後議会運営委員会で検討したいと思っております。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１２号平成１６年度壱岐市三島航路事業特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第１２号平成１６年度壱岐市三島航路事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１３号平成１６年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１３号平成１６年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第１３号平成１６年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１４号平成１６年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算について討論

を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございました。起立多数です。したがって、議案第14号平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成16年度壱岐市病院事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号平成16年度壱岐市病院事業会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございました。起立多数です。したがって、議案第15号平成16年度壱岐市病院事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成16年度壱岐市水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号平成16年度壱岐市水道事業会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございました。起立多数です。したがって、議案第16号平成16年度壱岐市水道事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立に

よって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第17号長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号長崎県土地改良事業団体連合会への加入について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号長崎県土地改良事業団体連合会への加入については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第18号長崎県土地改良事業団体連合会への加入については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号年金改悪の中止を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号年金改悪の中止を求める陳情については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、陳情第1号年金改悪の中止を求める陳情については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第2号地方財政計画・地方交付税等の見直しの意見書採択を求める陳情についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第2号地方財政計画・地方交付税等の見直しの意見書採択を求める陳情については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、陳情第2号地方財政計画・地方交付税等の見直しの意見書採択を求める陳情については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第3号義務教育費国庫負担制度の根幹堅持に関する緊急要請について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第3号義務教育費国庫負担制度の根幹堅持に関する緊急要請については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、陳情第3号義務教育費国庫負担制度の根幹堅持に関する緊急要請については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第4号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、陳情第4号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第2・発議第6号

議長（瀬戸口和幸君） 日程第2、発議第6号年金制度の改正に関する意見書についてを上程し、議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。53番、品川議員、お願いします。

議員（53番 品川 洋毅君） 年金制度の改正に関する意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

年金制度の改正に関する意見書（案）、長引く不況のもと雇用・生活不安が拡大しています。その上、連続する年金・医療・介護などの給付削減と負担増によって、「生活が苦しい51.4%（厚生労働省調べでございます）」と感じている人が急増しています。

追い打ちをかけるように政府は、保険料の引き上げと一層の給付削減の年金改定を打ち出し、その一方で、法律で約束している基礎年金への国庫負担2分の1への増額を先送りしようとしています。さらに財源と称して消費税・年金課税・課税最低限度額の引き下げなどの大増税計画を進めています。2001年8月に国連社会権規約委員会は日本政府に対して「年金制度に最低年金額を導入すること」「男女格差の改善」などの勧告を行っています。

したがって、次のとおり対策を講じられますよう要望します。

- 1、2004年の年金改革に当たっては、保険料の引き上げ及び給付の削減を行わないこと。
- 2、公的年金等控除の縮小・廃止など、年金への課税強化を行わないこと。
- 3、基礎年金の国庫負担を直ちに2分の1に引き上げること。その際、財源を消費税増税など庶民増税に財源を求めないこと。
- 4、年金積立金を株式投資に使わないこと。また、積立金を計画的に取り崩し、保険料の引き下げと給付の改善に活用すること。
- 5、全額国庫負担による最低保障年金制度を創設し、すべての高齢者が安心して暮らせるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。平成16年3月19日、長崎県壱岐市議会。

なお、提出先につきましては、ここに記載のとおりでございます。

議長（瀬戸口和幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。発議第6号年金制度の改正に関する意見書については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、発議第6号年金制度の改正に関する意見書については原案のとおり可決されました。

日程第3．発議第7号

議長（瀬戸口和幸君） 日程第3、発議第7号地方財政計画・地方交付税等の見直しを求める意見書についてを上程し、議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。35番、長岡議員、お願いします。

議員（35番 長岡 末大君） 地方財政計画・地方交付税等の見直しを求める意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

地方財政計画・地方交付税等の見直しを求める意見書（案）、政府が進める「三位一体改革」の中で行われた地方交付税と臨時財政対策債の削減（前年より2.9兆円、12%減）は自治体の予算編成に大きな影響を及ぼした。

これは、政府の「骨太方針2003」によって「地方交付税については、地方財政計画の歳出見直しと財政保障機能の縮小によって、地方交付税への依存度を低下」とした方針が進められた結果である。

このままでは財源不足の影響は、住民に向かうことは必至であり、地方財政計画を見直し、地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能を維持・拡充することを要望する。

地方交付税等は、地方にとって欠くことのできない財源である。今後三位一体改革を進めるときには、地方の声によく耳を傾けて実施をしていくことを重ねて要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成16年3月19日、長崎県壱岐市議会。

提出先は下記のとおりであります。

議長（瀬戸口和幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。発議第7号地方財政計画・地方交付税等の見直しを求める意見書については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、発議第7号地方財政計画・地方交付税等の見直しを求める意見書については原案のとおり可決されました。

日程第4．発議第8号

議長（瀬戸口和幸君） 日程第4、発議第8号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを上程し、議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。35番、長岡議員、お願いします。

議員（35番 長岡 末大君） 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）、義務教育費の国庫負担制度は、憲法の保障する「等しく教育を受ける権利」あるいは「教育を受けさせる義務」の基本的理念を具現化するため、国が必要な経費を負担することによって、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度であり、現行教育制度の重要な根幹となっています。

しかしながら、今進められている「三位一体」改革議論の中で、逼迫した国家財政等を背景として、義務教育費の国庫負担制度そのものの見直しが焦点になっており、現行の制度が担ってきた教育の全国水準の維持が極めて厳しくなっています。

現在の「三位一体」改革の議論では、国と県・市町村の役割分担や財源配分のあり方を明らかにしないまま、国庫補助負担金の削減を優先した検討がなされています。義務教育費国庫負担金全額を廃止して、その分が税源移譲されたとしても、本県のように税源の乏しい地方団体は財源不足に陥り、県財政を圧迫することが予想されます。教育行政の推進に多大な影響を及ぼすことは明らかです。地方の自由度を拡大するための改革であるならば、現在の義務教育費国庫負担制度を維持しながら、地方の裁量で何ができるかといった見直しをこそ進めるべきです。

また、義務教育費国庫負担制度の見直しの中で、学校事務職員・栄養職員の適用除外が検討項目に上げられています。学校は、地域や保護者に対し責任ある学校経営を行う必要があり、教育行政職の視点・能力を有する職種が必要とされています。したがって、義務教育費国庫負担制度の対象職員として、学校事務職員・栄養職員を引き続き堅持すべきです。

よって、政府におかれましては、義務教育費国庫負担制度の基本理念に基づき、現行制度を引き続き堅持されることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。平成16年3月19日、長崎県壱岐市議会。

提出先は下記のとおりです。

議長（瀬戸口和幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。発議第8号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、発議第8号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書については原案のとおり可決されました。

日程第5・発議第9号

議長（瀬戸口和幸君） 日程第5、発議第9号沓岐公立病院建設調査特別委員会設置に関する決議を上程し、議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。53番、品川議員、お願いします。

議員（53番 品川 洋毅君） 沓岐公立病院建設調査特別委員会設置に関する決議について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

沓岐公立病院建設調査特別委員会設置に関する決議、次のとおり沓岐公立病院建設調査特別委員会を設置するものとする。

記。名称、沓岐公立病院建設調査特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。目的、沓岐公立病院建設の進捗状況の調査。委員の定数、12名。委員の名前は、記載のとおりでございます。

議長（瀬戸口和幸君） お諮りします。品川議員外3名から提出されました沓岐公立病院建設調査特別委員会設置に関する決議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 31番、江川議員。

議員（31番 江川 漣君） 設置については別に反対はしませんけど、この12名の人選は、どこで、だれが、何をもちて人選したのか、説明を求めます。

議長（瀬戸口和幸君） 53番、品川議員。

議員（53番 品川 洋毅君） 自席でよろしいでしょうか。

議長（瀬戸口和幸君） どうぞ。

議員（53番 品川 洋毅君） まず、この公立病院の建設につきましては、ただいま江川議員御存じのように、工事が非常におくれています。この理由も非常に明らかにはなっておりますけれども、これ以上工事をおくらせることによって、市民一般に大きな多大な迷惑をかけることがございます。したがって、その内容を調査し、なるべく工期内に一日でも早く建設を終了して発足させることが、市民に対しましての条件では 条件と言ったらおかしいでしょうけれ

ども、サービスではないかと、このように思います。

したがいまして、この人選につきましては、委員長外3名の提出議員で相談をいたしまして、元町村組合議員の中で非常に識見に関係深かった人たち、内容を十分御存じの方たち、そしてまた建設にかかわることですので土木建設に精通した方、そしてまたこの建設につきまして非常に識見の高い方を中心として選ばせていただいております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 31番、江川議員。

議員（31番 江川 漣君） 壱岐市になったら、別に旧町村、今新しく町名が上がっていますが、各町で割り振ることは要らないと思います。しかし、今回の人選においては、まずそれを基本にしてずっと選んできたと思っております。いかにも郷ノ浦町に偏った人選ではないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

議長（瀬戸口和幸君） 品川議員。

議員（53番 品川 洋毅君） そのようにおとりになる、私から言えば誤解という言葉を使わせていただきます。私は、この委員会の設置をするときに、壱岐の市が一緒になった、旧4町が一緒になったわけですから、この際、垣根を外して人選をしたいということを皆様方に諮っておったわけでございます。たまたまそういった結果が、このような人選になったかと私は承知いたしております。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 江川議員、よろしいですか。

議員（31番 江川 漣君） はい、結構です。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに異議ありませんか。8番、町田正一議員。

議員（8番 町田 正一君） 壱岐公立病院の、私はちょっと個人的に言えば委員会でも反対したんですけれども、この別に、さっき委員長が選んだ人選について、さっき言われていましたけれども、資格についてですね。私は、この公立病院設置に関して、その町村組合の議員が精通しているから選ばれたというのは、ちょっと正直言って納得いかない面があります。実は、私たち新人議員の中でも、かえって何も知らないで、知らない人間で、その公立病院の建設状況について何も知らない人間の方が、かえっていいんじゃないかという意見もあります。それについて、厚生委員長の方にお答え願いたいと思うんですが。

議長（瀬戸口和幸君） 品川議員。

議員（53番 品川 洋毅君） ごもっともな御意見と私も思っておりますけれども、やはりこの大型プロジェクトというのは、やはり経験と知識が非常に大事でございます。勉強する委員会ではございません。したがいまして、厚生委員会としても十分内容調査は私はできると思っております。

内容につきましてはですね。したがって、建設という言葉で特別委員会の設置を提案した次第でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 8番、町田議員、よろしいですか。

議員（8番 町田 正一君） もう一点。

議長（瀬戸口和幸君） 8番、町田議員。

議員（8番 町田 正一君） もう一点だけ、委員長にお尋ねします。この委員会の調査の最終的な目的じゃなくて、その責任というか、そこまで、いわゆるさっきまで公立病院の設置については非常に工程表から見たらかなりおけているという話だったんですが、それについては、例えばこの前もある議員から言われたように、設計業者の責任とか、あるいは施工業者の責任とか、そこまで追及されるわけでしょうか。

議長（瀬戸口和幸君） 53番、品川議員。

議員（53番 品川 洋毅君） 特別委員会が設置されれば、そこら辺の原因の究明、また調査も含まれておりますので、十分に特別委員会の中で内容調査、審議されるものと承知いたしております。

議長（瀬戸口和幸君） 53番議員。

議員（53番 品川 洋毅君） 答弁漏れでしたか、恐らく、いつまでかという期限につきましては、ここでまだ私、特別委員会が設置されておられませんので、いつまでという言葉は私の方からは申し控えさせておきますが、考え方としては、公立病院の建設終了時期ではないだろうかというふうに承知いたしております。

議長（瀬戸口和幸君） 8番、町田議員、よろしいですか。

ほかに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。したがって、品川議員外3名から提出されました壱岐公立病院建設調査特別委員会設置に関する決議は可決されました。

次に、壱岐公立病院建設調査特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに壱岐公立病院建設調査特別委員会を招集します。委員会において委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。委員長及び副委員長の互選に関する職務は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員が行うことになっておりますので、よろしくをお願いします。なお、委員会の場所は第1会議室と定めます。

それでは、しばらく休憩します。

午後3時15分休憩

.....

午後 3 時 29 分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

吉岐公立病院建設調査特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので報告いたします。

吉岐公立病院建設調査特別委員会委員長、60番、原田議員、副委員長、51番、近藤議員。

以上のとおりであります。これで吉岐公立病院建設調査特別委員の選任を終わります。

・ ・

日程第 6 . 議会閉会中の継続調査の件

議長（瀬戸口和幸君） 日程第 6、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業経済常任委員長、建設常任委員長及び吉岐公立病院建設調査特別委員長から、委員会の調査中の事件について、会議規則第 104 条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

・ ・

日程第 8 . 議員派遣の件

議長（瀬戸口和幸君） 日程第 7、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第 159 条の規定により、お手元に配付のとおり関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 8 番、町田正一議員。

議員（8 番 町田 正一君） 私は、別にだれが議長になっても、こういった行政調査は反対したいと思うんですが、8 番の議長のは平成 16 年 5 月 10 日から 16 日まで 6 泊 7 日でドイツ、フランスに福祉・介護及び観光資源保護・環境保護の行政調査のために行政調査をされるということなんですが、これはどこに質問していいかわからないんですけども、これ今まで旧芦辺町、それぞれ各町でも、議長がこんなドイツやフランスに行くなんかということもなかったわけです。

これは、まして吉岐市の財政がごげん厳しい、もう国会議員だったら時々こんなして行く人もおりますけれども、帰ってきてからの報告書はそれぞれマスコミから相当批判を受けています。私は、もうこういうのはやめるべきだと思うんですが、これはどこに質問していいかさっぱりわ

からんですが、議会事務局ですかね。

ちょっとこれ、どういう目的でこういうことを、この行政調査、議長の行政調査、僕はそれ以外については反対しません。これは別に先進国に行く必要はないわけです。日本の国内だって、福祉・介護、観光資源とか環境保護に取り組んでいるところはいっぱいあります。これ何のために行くんですか。これドイツやスイスなんか行ったら、またこれは通訳からホテルからですね。これは大変ですよ。

議長（瀬戸口和幸君） 休憩します。

午後 3 時33分休憩

.....
午後 3 時36分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

ほかに異議ありませんか。8 番議員、町田議員。

議員（8 番 町田 正一君） 私は、瀬戸口議長一人で行かれると思ってたんで、ちょっと私も誤解はしとったんですが、それでも私は基本的に反対であるということは明言しておきたいと思います。別に外国に行くことを反対しているわけではありません。そういうことも必要なこともあると思います。

ただし、この今の時期にお金をかけてドイツやフランスに ドイツやスイスにまで、この行く必要があるのか、私も正直言って、これ疑問です。住民の立場から考えても、何で壱岐の議長が、ドイツやフランスまで環境保護とか観光資源の保護のために、見学のためにドイツや、わざわざスイスくんだりまでなぜ行くのか、さっぱり理解が、私もわかりませんし、多分島民もわかってもらえないと思います。せっかく原田先生の御意見ではありますが、あえて私は反対しておきたいと思います。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 異議がありますので、起立によって採決します。関係議員を派遣することについての賛成の方の起立を求めます。（発言する者あり）4 5 番、吉富議員。

議員（4 5 番 吉富 忠臣君） 今議長が発言されましたことにつきましては、これ全体になりますので、そこら辺を何番目のどういうことにとということでお諮りをいただきたいと思っております。

議長（瀬戸口和幸君） わかりました。

休憩します。

午後 3 時38分休憩

午後 3 時40分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

先ほどの 8 番議員は反対討論ととらえ、賛成の討論のある方は挙手願います。35 番、長岡議員。

議員（35 番 長岡 末大君） この外国だからどうのこうのということじゃなくて、やはり壱岐の島全体を考えていただければ、壱岐はやはりこの観光資源の保護、それと環境保護、これは将来において必ず問題が起こってくる所でありまして。下水等においてもそうでございますね。だから、こういう視察、聞くところでは、ドイツは世界でも有数の先進国だというふうに聞いております。壱岐の議長が行ってはいけないとか、そういうことを言う自体がおかしいと私は思います。

だから、私は、これには大いに行ってきた勉強してもらって、そして壱岐のために、将来の子供たちに残せる島をつくらないかと思うから、大いに私は賛成したいと思います。終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 賛成討論をいただきましたが、反対討論はありますか、ほかに。16 番、山下議員。

議員（16 番 山下 正業君） 私は反対の立場、先ほど町田さんの言わっしゃる通りに、外国に行かなくても、地域の活性化につながるのには北海道から沖縄までいっぱいあります。そうした中で徐々に積み上げていって間に合うとやないでしょうか。あえて中国か韓国へ行くというなら、近いからまだしもいいですよ。しかしながら、スイス、私ももう納得がいきませんところであります。それは、行く行かないは議長が実費負担でもよかとですよ。

しかしながら、国内の情勢も、まだ私も知らないけれど、国の制度があります。その中にクリーンなシステム、グリーンピースが来るような世の中です。しかしながら、やっぱり地域を思って、地域の活性化につながる、こうした環境整備は国内でやらなくちゃいけない。それを壱岐市になってからって、外国まで行かなくても私はいいと思います。日本の国で十分勉強会はできると思います。大変失礼ではございますが、新米議員で、そう考えております。終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 反対討論をいただきました。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） では、討論がないようでございますので、先ほど 45 番議員から提案のありました意見は分割したらというのでございますが、これは一議題でございますので、一括で採決したいと思います。53 番、品川議員。

議員（53 番 品川 洋毅君） これは議案外でしょう。採決するんですか、こんなのを。これは派遣命令ですから、命令するかしないかだけの問題でしょう。なぜ派遣命令するかといたら、

公務災害とか何とかあるからやるわけですよ。じゃないですかね。私はそういうふうに考えますけれどね。これ、議会としてちょっとなじまないですね、これは。（発言する者あり）

議長（瀬戸口和幸君） 休憩します。

午後3時45分休憩

午後3時46分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

休会中の調査派遣についての採決をいたします。 56番、赤木議員。

議員（56番 赤木 英機君） 採決もよろしいわけで、もちろん最終的には採決が要るわけですが、今の討論といたしますか、そういう状況の中で、この目的がこのように書いてありますし、問題は、今その反対されてある方は、例えばその原資の問題、経費の問題で言われておるわけですが、行く目的が、その視野を今後吉岐のためにどのように研修をしていくかという目的があるわけですし、その点をいろいろしていかなないと、例えばこれは議会だけの問題じゃございません。

今後は、やはり執行部も井の中のカワズではいけないわけで、例えば今、食糧が非常に難しい問題になっておりますけど、例えば中国に行かれまして、日本の消費者は安いその商品といたしますか、食品、例えばスーパーに行きますと、ゴボウなんかでも非常に半額以下で安いわけですが、現場の中国に行ってきますと、その現場を見ますと、これは安くても食べれないという状況、これはつぶさに私たちも見てまいりました。

そういうことで、やはり目的が、この経費の問題よりもですね。少し皆さん考えていただかなきゃいけないのは、その視察の目的が、ただその経費だけで論議されますと、一般住民の方が非常に誤解を招かれる場合があるわけですね。ここで採決いたしまして、議会が多数で押し切って金を使ったということになりますと、いろいろ本当に承知していない方は、やはりこういう厳しいときに要らんむだ金使っている意見も出ると思います。

ですから、問題は目的をですね。そういうことであるわけですから、やはり私先ほど申しますように、食糧の問題一つにいたしましても、やはりそういうその後進地なり安いところを見てきますと、やはりこれは食糧は日本の食糧で何とかしなきゃいけないという感も抱いて帰ってきますし、非常に調査の経過、結果が出てくるわけでございます。

それと同時に、例えば、これは過去のことを言いますと、前石田町、古いときですが、今の職務執行者が町長になられた当時は、うちは外国旅費規程がなかったわけです。ところが、やはり実行組合長等も外国を見てこないという視野が狭いということで、旅費規程を変えまして、出向も行かれるようになりまして、やはりいろんな韓国、いろんなところの食糧基地、事情を見てきますと、やはり日本はまだまだ少し恵まれ過ぎると、向こうは、正直まだそのころは牛で耕して

いたような状況でございます。今、休憩中でございますので申しますが、そういうことで、やはり日本はもう少し頑張らなきゃいけないと、すぐ後進国に追いつかれるぞという感を抱いて帰ってきた感もございますし、そういう点から論をしていただいて決めていただかないと、ただこれ旅費だけで、ここで論していただきますと、非常に住民の方の誤解を招くような気がいたしますので、その点も議長は取り計らっていただきたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございます。賛成討論としてとらえたいと思います。

では、議員派遣の件について採決したいと思います。賛成の議員の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数。ありがとうございます。起立多数です。したがって、議員派遣については可決されました。

議長（瀬戸口和幸君） 以上で本日の日程は終了しました。

ここで、山口壱岐市長職務執行者よりごあいさつの申し出がっておりますので、許可いたします。市長職務執行者。

市長職務執行者（山口 銀矢君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

壱岐市誕生後の初3月定例議会におきまして、平成16年度の一般会計予算を初め18項目提案をいたしましたところ、8日間慎重に御審議を賜りまして、全議案原案どおり承認、可決を先ほどいただきました。これによって、新市としての最も重要な時期でございます新年度の発足がスムーズにできますことを本当に皆さんとともに、島民皆さん方とともに、市民皆さん方とともに喜びたいと思っております。

執行に当たりましては、有効適切に対処するように努力をいたしますとともに、この会期中にお寄せいただきました皆さん方の貴重な御意見につきましては、可能な限り実現に努力をさせていただきますようお願いいたします。

さらに、引き続いて皆さん方のさらなる御指導と御支援を賜りますよう心からお願いを申し上げます。簡単でございますが、お礼のごあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

議長（瀬戸口和幸君） これをもちまして平成16年度壱岐市議会第1回定例会を閉会いたします。

午後3時52分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 瀬戸口 和幸

署名議員 坂本 拓史

署名議員 今西 徹也